

国民の保護に関する基本指針の一部変更並びに指定行政機関及び都道府県の国民保護計画の変更

平成29年12月19日の閣議において、国民の保護に関する基本指針の一部変更を決定するとともに、以下の指定行政機関（各府省庁）及び都道府県の国民保護計画の変更について「異議がない」旨を決定

【指定行政機関】

厚生労働省、環境省、原子力規制委員会、防衛省・防衛装備庁

【都道府県】

福島県、茨城県、山口県

- ・ 政府においては、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における国民保護に関する施策を効果的に実施するため、国民の保護に関する基本指針を適時適切に変更することとしている。
- ・ 内閣総理大臣は、基本指針の変更に当たっては閣議の決定を求め、決定があったときは国会に報告することとされている。今般、所要の変更を行うため、基本指針の一部変更の閣議決定を行った。
- ・ また、指定行政機関及び都道府県は、国民保護計画の変更に当たっては、原則として、内閣総理大臣に協議を行うこととされている。
- ・ 今般、指定行政機関及び都道府県から、計画の変更に関する内閣総理大臣協議の申出があったところ、その内容について問題がないことから、「異議がない」旨の閣議決定を行った。
- ・ 変更内容の概要は別紙のとおり。

国民の保護に関する基本指針の一部変更並びに指定行政機関及び都道府県の国民保護計画の変更概要

1 国民の保護に関する基本指針の一部変更

国民保護に関する取組を踏まえた基本指針の記述の変更

- ① 「避難に当たって配慮すべき事項」の箇所に、
平素からJアラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努める ことを明記する。
- ② 「避難施設の指定」の箇所に、
都市部に限らず地下施設等を避難施設に指定するよう配慮 すること及び 避難施設の収容人数を把握 し、地域的な偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮することを明記する。
- ③ 「訓練」の箇所に、
地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等、弾道ミサイルを想定した避難訓練の内容を例示として追加 する。

2 指定行政機関の国民保護計画の変更

- (1) 厚生労働省：事務の内容の変更（雇用促進住宅事務の廃止）
- (2) 原子力規制委員会：国民保護体制の強化（要員の緊急輸送の準備等）
- (3) 環境省：国民保護体制の強化（省対策本部の体制強化）
- (4) 防衛省・防衛装備庁：国民保護体制の強化（空自の国民保護体制強化）

2 都道府県の国民保護計画の変更

- (1) 福島県：県対策本部の体制強化（県対策本部に航空運用担当班を新設）
- (2) 茨城県：県対策本部の体制強化（ " ）
- (3) 山口県：関係機関との連携強化（日本産業・医療ガス協会との協定締結）

国民の保護に関する基本指針の一部変更

平成29年12月

この報告は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第32条第6項において準用する同条第4項の規定に基づき、国会に報告するものである。

国民の保護に関する基本指針の一部変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第32条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）の一部を次のように変更する。

第4章第1節2（4）②中「予測される」の次に「ことから、国〔内閣官房、消防庁〕は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、地方公共団体の協力を得つつ、全国瞬時警報システム（J－ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める」を、「異なることから」の次に「、弾道ミサイルが発射された場合には」を加え、「近傍のコンクリート造り等」を「、近傍のコンクリート造り等」に改め、同節5（1）中「建築物」の次に「や地下街、地下駅舎等の地下施設」を加え、「。また、都市部においては地下街又は地下駅舎を必要に応じて指定する」を削り、「一定」を「事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定」に改める。

第4章第5節1（6）中「国民健康保険制度」を「国民健康保険制度等」に改める。

第4章第7節1中「NBC攻撃等」を「、NBC攻撃等」に、「避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について実際に資機材を用いて行うなど実践的なものとする」とともに」を「避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実

際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努め、
また」に改める。

理 由

全国瞬時警報システム（J－ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動等に関する記述の修正を行う必要があるからである。

国民の保護に関する基本指針について
 請議省庁 内閣官房
 閣議年月日 平成17年03月25日（金）
 案件区分 一般
 処理区分 決定
 事務次官等会議 平成17年03月24日（木）
 会議区分 定例
 件名簿番号 平17閣閣42

（下線部分は今回変更部分）

変更案	現行
国民の保護に関する基本指針目次（略）	国民の保護に関する基本指針目次（略）
<u>はじめに</u> （略）	<u>はじめに</u> （略）
<u>第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針</u> （略）	<u>第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針</u> （略）
<u>第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項</u> （略）	<u>第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項</u> （略）
<u>第3章 実施体制の確立</u> （略）	<u>第3章 実施体制の確立</u> （略）
<u>第4章 国民の保護のための措置に関する事項</u>	<u>第4章 国民の保護のための措置に関する事項</u>
第1節 住民の避難に関する措置	第1節 住民の避難に関する措置
1（略）	1（略）
2 避難措置の指示	2 避難措置の指示
(1)～(3)（略）	(1)～(3)（略）
(4) 避難に当たって配慮すべき事項	(4) 避難に当たって配慮すべき事項
①（略）	①（略）
② 事態の類型等に応じた留意事項	② 事態の類型等に応じた留意事項
○国〔内閣官房、消防庁〕は、武力攻撃事態の類型に応じて、避難に当たって国民が留意しておくべき事項を整理し、地方公共団体の協力を得つつ、国民に周知徹底するものとする。	○国〔内閣官房、消防庁〕は、武力攻撃事態の類型に応じて、避難に当たって国民が留意しておくべき事項を整理し、地方公共団体の協力を得つつ、国民に周知徹底するものとする。
○（略）	○（略）
○（略）	○（略）
○弾道ミサイル攻撃の場合には、次の点に留意する。	○弾道ミサイル攻撃の場合には、次の点に留意する。
・弾道ミサイル発射の兆候を事前	・弾道ミサイル発射の兆候を事前

に察知できる場合には、対策本部長は、迅速に避難措置の指示をすることが重要である。ただし、事前に兆候を察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、攻撃目標が判明した場合でも、極めて短時間で我が国に着弾することが予測されることから、国〔内閣官房、消防庁〕は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、地方公共団体の協力を得つつ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾頭の種類により対応が大きく異なることから、弾道ミサイルが発射された場合には、対策本部長は、当初は屋内避難を指示するものとし、弾道ミサイル着弾後に、被害状況を迅速に把握した上で、弾頭の種類に応じた避難措置の指示を行うものとする。

- ・屋内避難を行わせる際には、関係機関は、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させるものとする。

・（略）

○航空攻撃の場合には、次の点に留意する。

に察知できる場合には、対策本部長は、迅速に避難措置の指示をすることが重要である。ただし、事前に兆候を察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、攻撃目標が判明した場合でも、極めて短時間で我が国に着弾することが予測されるとともに、弾頭の種類により対応が大きく異なることから、対策本部長は、当初は屋内避難を指示するものとし、弾道ミサイル着弾後に、被害状況を迅速に把握した上で、弾頭の種類に応じた避難措置の指示を行うものとする。

- ・屋内避難を行わせる際には、関係機関は、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させるものとする。

・（略）

○航空攻撃の場合には、次の点に留意する。

- ・ (略)
- ・ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、対策本部長は、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その際には、関係機関は、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させるものとする。

- ・ (略)

○ (略)

3・4 (略)

5 避難施設

(1) 避難施設の指定

○ (略)

- ・ (略)
- ・ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。
- ・ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないように指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

・ (略)

・ (略)

- ・ (略)
- ・ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、対策本部長は、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その際には、関係機関は、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させるものとする。

- ・ (略)

○ (略)

3・4 (略)

5 避難施設

(1) 避難施設の指定

○ (略)

- ・ (略)
- ・ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、コンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。また、都市部においては地下街又は地下駅舎を必要に応じて指定する。
- ・ 一定の地域に避難施設が偏ることのないように指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

・ (略)

・ (略)

<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ○ (略) ○ (略) <p>(2) (略)</p> <p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第5節 国民生活の安定に関する措置</p> <p>1 国民生活の安定</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) その他避難住民等の生活の安定等のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) ○ (略) <p>○国及び地方公共団体は、避難住民等の負担の軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免、<u>国民健康保険制度等</u>における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置を講ずるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) <p>2・3 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第7節 訓練及び備蓄</p> <p>1 訓練</p> <p>○国及び地方公共団体は、国民保護措置についての訓練を実施するよう努めるものとする。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、関係機関の連携による、<u>NBC攻撃等</u>により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる<u>避難訓練</u>、<u>地下への避難訓練等武力攻撃事態等</u>に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ○ (略) ○ (略) <p>(2) (略)</p> <p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第5節 国民生活の安定に関する措置</p> <p>1 国民生活の安定</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) その他避難住民等の生活の安定等のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) ○ (略) <p>○国及び地方公共団体は、避難住民等の負担の軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免、<u>国民健康保険制度</u>における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置を講ずるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) <p>2・3 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第7節 訓練及び備蓄</p> <p>1 訓練</p> <p>○国及び地方公共団体は、国民保護措置についての訓練を実施するよう努めるものとする。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、関係機関の連携による<u>NBC攻撃等</u>により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる<u>避難訓練等武力攻撃事態等</u>に特有な訓練等について</p>
--	--

<p><u>特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努め、また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努めるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) <p>2 (略)</p> <p>第5章 緊急対応事態への対応 (略)</p> <p>第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続 (略)</p>	<p><u>実際に資機材を用いて行うなど実践的なものとするとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努めるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) <p>2 (略)</p> <p>第5章 緊急対応事態への対応 (略)</p> <p>第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続 (略)</p>
--	--